

恵庭市

骨髄ドナー 助成制度のご案内

あなたの「やさしさ」が、誰かの「生きる希望」につながります。



恵庭市の骨髄ドナー助成制度は、**道内で初めて**創設されました。
この制度は、「私たちのまちで骨髄ドナー助成制度を考える会」による
勉強会や講演会などの取組みを経て、実現に至りました。



対象となる方

- ✓ 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した方
(最終同意後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方を含みます)
- ✓ 骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていない方
- ✓ 骨髄等の提供日において、恵庭市に住民登録がある方
- ✓ 市税等の滞納がない方



申請期限

骨髄等の提供が完了した日
又は提供が中止となった日
から

90日以内



申請方法

申請書に必要事項を記入の上、
下記の必要書類を添えて、
保健課まで提出してください。



助成内容と助成金の額

助成の対象となる通院等

- 健康診断のための通院等
- 自己血貯血のための通院等
- 骨髄等の採取のための通院等
- その他骨髄等の提供に関し、
日本骨髄バンク又は医療機関が
必要と認める通院等及び面談

助成金の額

上記の提供に係る通院等の日数

1日につき 2万円

1回の提供につき10日間が交付上限



必要書類

- 恵庭市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書
- 日本骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- 骨髄等の提供に係る通院等を証明する書類の写し
- 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）
- 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードの写し等）

お問合せ
申請書の
提出先

恵庭市 保健福祉部 保健課

☎ 0123-25-5700

〒061-1442 北海道恵庭市緑町2丁目1-1（えにあす内2階）

詳しくは
はこちら



よくある質問 Q&A

Q1 現在恵庭市に住んでいますが、骨髄等を提供した時は、別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？

A 対象になりません。
「提供日」又は最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった場合は「最終同意日」に恵庭市に住民登録している方が対象です。



Q2 最終同意前の「確認検査」に要した日は、助成対象になりますか？

A 対象になります。
ただし、骨髄等の提供を完了した方又は最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方の「確認検査」です。



Q3 骨髄等の提供に関する最終同意を行う前に、事前検査等で疾患の既往歴が見つかり、ドナー不適格となった場合、それまでにかかった通院等の費用は、助成対象になりますか？

A 対象になりません。
助成対象となるのは、骨髄等の提供を完了した方又は最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方です。



Q4 骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等は、助成対象になりますか？

A 対象になりません。



Q5 申請書はいつまでに提出すればよいですか？

A 骨髄等の提供を完了又は中止した日から90日以内に提出してください。
例えば、令和8年9月30日に骨髄等の提供を完了又は中止となった方は、令和8年12月29日までに申請を行ってください。



助成金交付までの流れ



あなたの行動が、誰かのいのちを救います。